

議案第 7 1 号

狭山市水道事業給水条例の一部を改正する条例

狭山市水道事業給水条例（平成 1 0 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 1 条第 1 項中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

別表第 3 指定給水装置工事事業者指定手数料の項の次に次のように加える。

指定給水装置工事事業者 指定更新手数料		1 件につき	1 0, 0 0 0 円
------------------------	--	--------	--------------

附 則

この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

令和元年 9 月 2 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

水道法等の改正に伴い、新たに指定給水装置工事事業者指定更新手数料を定めるとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。